

議案第12号 交野市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案書41P～ 43P

1. 条例改正の目的

介護保険法第129条に基づき、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期介護保険事業計画における保険料を改定するため、所要の改正を行う。

2. 条例改正の内容

本市介護保険条例第4条に定める保険料率について、令和6年度から令和8年度までの額等を定めるもの。

保険料段階	対象者	【現行】 保険料（年額）	【改正後】 保険料（年額）
第1段階	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人。世帯全員が市民税非課税で、前年の本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	19,320円 (基準額×0.3) * 条例第4条第2項を適用	18,360円 (基準額×0.285) * 条例第4条第2項を適用
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人	32,160円 (基準額×0.5) * 条例第4条第3項を適用	31,200円 (基準額×0.485) * 条例第4条第3項を適用
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の人	45,120円 (基準額×0.7) * 条例第4条第4項を適用	44,040円 (基準額×0.685) * 条例第4条第4項を適用
第4段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、前年の本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	57,960円 (基準額×0.9)	57,840円 (基準額×0.9)
第5段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、前年の本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の人	64,320円 (基準額)	64,200円 (基準額)

保険料段階	対象者	【現行】 保険料（年額）	【改正後】 保険料（年額）
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	77,280円 (基準額×1.2)	77,040円 (基準額×1.2)
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	83,640円 (基準額×1.3)	83,520円 (基準額×1.3)
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	96,480円 (基準額×1.5)	96,360円 (基準額×1.5)
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上 <u>420</u> (※350) 万円未満の人	106,200円 (基準額×1.65)	109,200円 (基準額×1.7)
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が <u>420</u> (※350) 万円以上 <u>520</u> (※500) 万円未満の人	115,800円 (基準額×1.8)	122,040円 (基準額×1.9)
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が <u>520</u> (※500) 万円以上 <u>620</u> (※650) 万円未満の人	122,280円 (基準額×1.9)	134,880円 (基準額×2.1)
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が <u>620</u> (※650) 万円以上 <u>720</u> (※800) 万円未満の人	125,520円 (基準額×1.95)	147,720円 (基準額×2.3)
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が <u>720</u> (※800) 万円以上の人	128,640円 (基準額×2.0)	154,080円 (基準額×2.4)

(※ ) 万円は、改正前の合計所得金額

\* 第1段階から第3段階までの保険料額は、条例第4条第2項、第3項及び第4項の軽減賦課後の保険料額を適用

### 3. 施行期日

令和6年4月1日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和6年3月定例会

	議案第12号 交野市介護保険条例の一部を改正する条例について	政策等の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）		
〈政策等の概要〉	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
介護保険料について、法令に定めがあるもののほか、条例において定めたもの。	他自治体においても第9期計画期間の介護保険料について改定予定				
	〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
〈政策等を必要とする背景〉	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
介護保険法第129条に基づき、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期介護保険事業計画における保険料額等について見直しを行う。					
〈提案に至るまでの経緯〉	〈総合計画等の整合〉				
介護保険法施行令の一部を改正する政令等において、介護保険料の標準段階等が見直されたことから、同様の改正を行うとともに、保険料額の見直しを行うもの。	まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策	目 標	目標2 みんなが互いに認め支え合い、笑顔と元気があふれるまち		
		分野・方針	⑥高齢者福祉		
		施 策	1. 介護保険制度の適正な運営		
	○その他の計画（該当する場合のみ）				
	計画名称	第9期介護保険事業計画			
	策定年度	令和4年度～令和5年度			
	計画期間	令和6年度～令和8年度			
〈市民参加の状況〉					
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）					
	〈政策等の実施時期〉	令和6年4月1日			
	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		
	福祉部	高齢介護課	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無（新旧対照表等）		

交野市介護保険条例（平成12年条例第25号）新旧対照表

新	旧
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 29,280円</u></p> <p>(2) <u>令第38条第1項第2号に掲げる者 44,040円</u></p> <p>(3) <u>令第38条第1項第3号に掲げる者 44,400円</u></p> <p>(4) <u>令第38条第1項第4号に掲げる者 57,840円</u></p> <p>(5) <u>令第38条第1項第5号に掲げる者 64,200円</u></p> <p>(6) <u>令第38条第1項第6号に掲げる者 77,040円</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 32,160円</u></p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者 41,880円</u></p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者 48,240円</u></p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者 57,960円</u></p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者 64,320円</u></p> <p>(6) <u>次のいずれかに該当する者 77,280円</u></p> <p><u>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が1,200,00</u></p>

新	旧
<p>(7) <u>令第38条第1項第7号に掲げる者</u> 83,520円</p>	<p><u>0円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者等（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の規定による支援給付を含む。以下「支援給付」という。）を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等（生活保護法第2条に規定する保護又は支援給付をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(7) <u>次のいずれかに該当する者</u> 83,640円</p> <p><u>ア 合計所得金額が2,100,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者等であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）</u></p>

新	旧
<p>(8) <u>令第38条第1項第8号に掲げる者</u> 96,360円</p> <p>(9) <u>令第38条第1項第9号に掲げる者</u> 109,200円</p> <p>(10) <u>令第38条第1項第10号に掲げる者</u> 122,040円</p>	<p><u>に係る部分を除く。)</u> 又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。)</p> <p>(8) <u>次のいずれかに該当する者</u> 96,480円</p> <p>ア <u>合計所得金額が3,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ <u>要保護者等であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。))</u> 又は次号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。)</p> <p>(9) <u>次のいずれかに該当する者</u> 106,200円</p> <p>ア <u>合計所得金額が3,500,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ <u>要保護者等であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。))</u> 又は次号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。)</p> <p>(10) <u>次のいずれかに該当する者</u> 115,800円</p> <p>ア <u>合計所得金額が5,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p>

新	旧
<p>(11) <u>令第38条第1項第11号に掲げる者</u> 134,880 円</p> <p>(12) <u>令第38条第1項第12号に掲げる者</u> 147,720 円</p>	<p><u>イ 要保護者等であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。))又は次号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。)</u></p> <p>(11) <u>次のいずれかに該当する者</u> 122,280円</p> <p><u>ア 合計所得金額が6,500,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者等であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)</u></p> <p>(12) <u>次のいずれかに該当する者</u> 125,520円</p> <p><u>ア 合計所得金額が8,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者等であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)</u></p>

新	旧
<p>(13) <u>令第38条第1項第13号に掲げる者</u> 154,080円</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る前項第1号に該当する者の<u>令和6年度から令和8年度まで</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>18,360円</u>とする。</p> <p>3 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る第1項第2号に該当する者の<u>令和6年度から令和8年度まで</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>31,200円</u>とする。</p> <p>4 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る第1項第3号に該当する者の<u>令和6年度から令和8年度まで</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>44,040円</u>とする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に<u>令第38条第1項第1号イ</u>(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、<u>ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当す</p>	<p>(13) <u>前各号のいずれにも該当しない者</u> 128,640円</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る前項第1号に該当する者の<u>令和3年度から令和5年度まで</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>19,320円</u>とする。</p> <p>3 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る第1項第2号に該当する者の<u>令和3年度から令和5年度まで</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>32,160円</u>とする。</p> <p>4 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る第1項第3号に該当する者の<u>令和3年度から令和5年度まで</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>45,120円</u>とする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に<u>令第39条第1項第1号イ</u>(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、<u>ロ及びニ</u>、<u>第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、又は第4条第6号イ、同条第7号イ、同条第8号イ、同条第9号イ、同条第10号イ、同条第11号イ若しくは同条第12号イ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当す</p>



新	旧
<p>るに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から第4条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>るに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から第4条第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p>